



呉屋 悟 議員

- ◆自主防災組織の取り組み
- ◆貧困対策・医療費無料化の取り組み
- ◆西原町をデイゴの花で

問 独立した監査事務局の設置を。

総務部長 監査委員の役割が重要であることは言うまでもないが、組織体制を考えると大変厳しい。

問 ①小波津区の集落センターが避難施設になっていないのはなぜか。②隣の与那原町の自主防災組織結成率100%だが、本町の結成率、そしてこの与那原町との違いは何なのか。

総務部長 ①町が避難所指定するのは中央公民館とか住民以外にも避難できる広域指定避難所。自治会事務所は一時避難場所としての活用をお願いしたい。②与

那原町はほとんどの住宅地域が低地、自治会長視察研修等や役場側も自主防災組織結成に必要なアドバイスするなど、出前講座を各自治会に行うなど、平成26年8月に100%結成。

問 貧困世帯の子どもの医療費窓口負担をなくす「子ども医療費助成貸付制度」への取り組みは。

福祉部長 平成29年4月から実施したい。

問 南風原町が窓口無料化、いわゆる現物給付を4月から実施することが大きく取り上げられているが、その場合に国はペナルティーをかけるという。町でも検討しているのか。

健康推進課長 国は平成30年度に現物給付に対する国保のペナルティーを一部撤回する方向で、そうなること本町でも検討ができる。

問 一人親世帯の同居費補助、うるま市は一括交付金を活用して母子世帯住居費補助し、補助後の生活も見据えた支援を行っている。本町も取り組めないか。



小波津区で初めての避難訓練 (2016年11月5日)

町で一括交付金を活用した同事業の実施予定はない。

問 今年町内で久しぶりに真つ赤なデイゴが咲いていた。西原町にデイゴの花を、事業の課題及び今後の計画は。

建設部長 平成25年度から県の一括交付金を活用。今年度で事業終了だが県が新規で同様の事業予算の確保に取り組み。今後は従来実施してきた公共施設を含め、町内で該当する箇所を随時追加して、積極的に事業の導入を図っていく。

問 産業課の担当事業化を。

総務部長 現在の産業課を産業観光課にし、管理職として主幹配置する。新体制は平成29年4月からの予定。



真栄城 哲 議員

- ◆ちょっと待った! 避難所施設に3億円!!
- ◆幼稚園教諭の職場環境の改善を!!

問 今西原町は、財政難だ。一番手当をしなればいけないのは、貧困の問題や子育ての問題であると思う。なぜ3億円余の施設を今造らないといけないのか。小波津川の氾濫に、緊急性はあるのか。

生活環境安全課長 生命・財産を守るのが、一番の緊急だと思つた。

問 過去の氾濫災害において、死亡事故や重大事故等の事例はあったか。

生活環境安全課長 ない。国の定めた災害対策基本法に、自主防災組織を結成・促進に必要な施設をつくりなさいと明記して

いるか。

問 この事業は、農水産物流通・加工・観光拠点施設での混乱と重なってしまつ。当時、予算審査特別委員会が議員を混乱させたのは当局の責任であり、今後は資料提供もしながら事業を進めると言っていた。この件も資料提供等がないまま進められた。全然納得がいかない。

町長 今後そういった事があつたが、この状況、この施設も議員に十分説明がなかつた事。私もその通りだと感じている。

問 幼児期の教育は、人間形成において一番大切だ。その教育を担い、その質を保障するのが先生方である。今回、幼稚園教諭は何人採用されたのか。

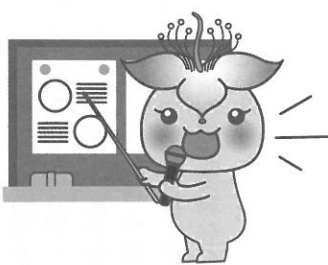
総務課長 今回は、保育所の退職者に伴つ募集であり、幼稚園については調整中ではあるが、若干名の配置を検討しているところである。

問 西原町の幼稚園では、クラス担任を全て正職員が受け持っているのか。

教育総務課長 クラス担任は、現在14名いる。そのうち正規職員が8名。正規職員率は約57%になっている。

問 与那原町は、クラス担任は全て正規職員である。人的な環境づくりも必要では。

教育部長 我々もこれ良いとは全然思っていない。現状を改善し、支援員とかそういった方々が負担にならないように手だてを講じてはいる。しかし、それと合わせて、正規職員もやっていきたいと考えている。



儀間 信子 議員

- ◆大きな課題として捉えよ、教職員の働き方の見直し
- ◆県庁への出向……人材に投資をする

問 子どもたちは将来を担う国の宝だ、人材とよく使われる。その子どもたちと向き合うのは先生方だ。その先生たちが過重労働で心ゆとりのない中で、しっかりと向き合えるはずはない。子どもたちにとつても悪影響を与えかねない。ましてや病休ともなればなおさらだ。業務適正化は喫緊の課題。教育委員会、管理職が一丸となって教職員と膝を交えて認識していただきたい。子どもは待たないで成長していく。成長過程の今が一番大切なとき。退勤時間を把握していないという事は労働時間を義務づける労働基準法に触れるといわれるが。

教育部長 労働基準法32条など、労働時間に係る規則が適用されるとすれば、抵触する可能性はないとはいえない。

問 残業等の把握は、管理職、校長が把握すべきといわれたが、教育委員会も現場の状況を知る義務があり、当事者意識を持つべきでは。実態を知って初めて業務適正化への改善、対策もできる。

教育部長 当事者意識をもつて早速10月の校長会において教職員超過勤務確認表の案を作成し提出してもらい、それを基に意見交換会も実施している。

問 多忙化に対して一生懸命取り組んでおられるのは理解した。タイムカード制導入の検討は。

教育部長 打刻漏れや集計確認等に教職員に負担を強いることになりかねないので、導入は考えていない。

問 生徒と向き合う授業以外に事務処理、対外行事等があると思つた。

教育総務課主幹 テストの採点、入力、校内研修、教材研究、指導案づくり、事



教職員の働き方を見直そう

務、報告書、部活動の指導、対外行事には陸上競技大会等、各種出展等がある。

問 生徒が将来を担う人材ならば、向き合う先生方も大切な人材。外部でできるのは外部に、又ボランティアを募る、事務アシスタントの雇用は。

教育部長 今やっている調査表は業務内容も書くことになっており、何が超勤の原因かを見出し、負担軽減を図りたい。

問 職員の出向について、国の財政と地方財政の関係を現場で知ることによって本町の財政計画等にも生かされるのでは。

町長 資質向上は極めて大事。十分検討し可能な限り叶うよう努力してみたい。